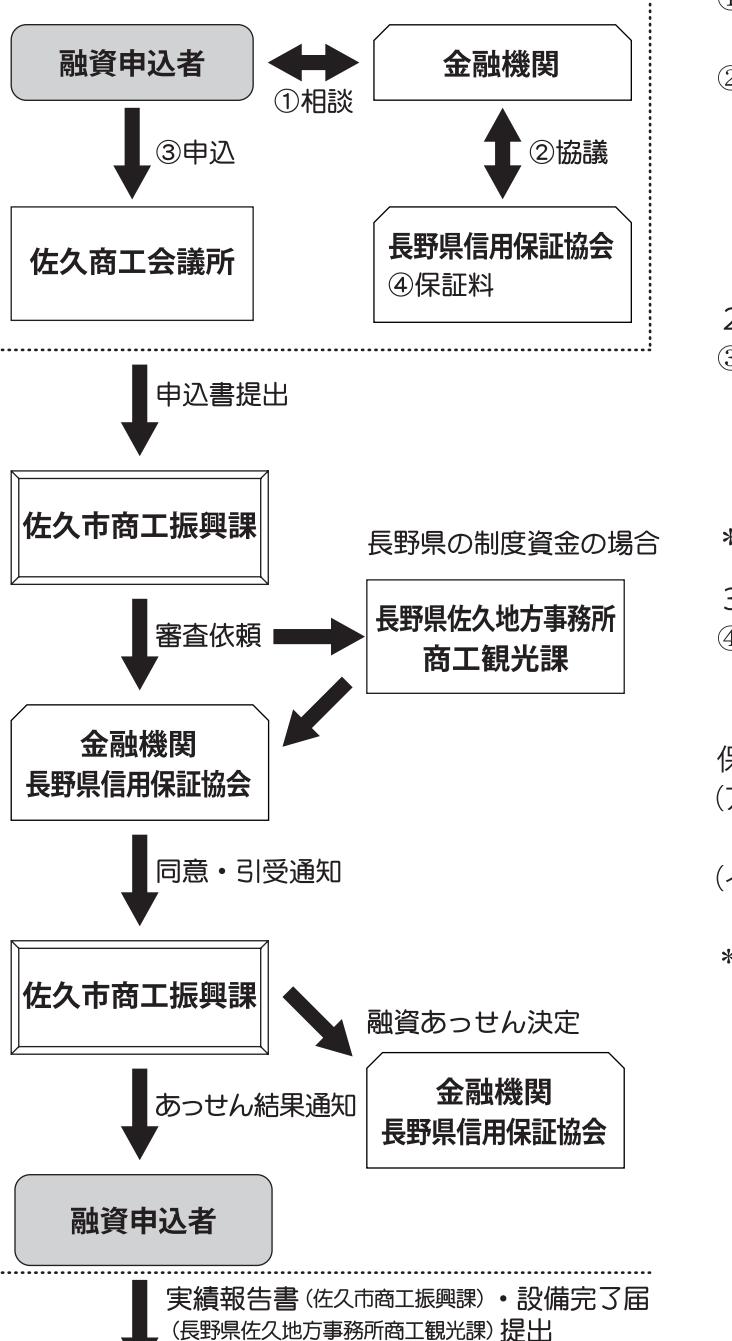


中小企業振興資金申込からあっせん決定までの流れ

*申請手続をスムーズに行っていただくために



*設備資金については、実績報告書を提出

添付書類
共通して*支払証明書(領収書のコピー)と写真を添付すること。
・建築の場合は、造成地と建設後の建物の写真2枚ずつ(角度を変えて)
・改築の場合は、工事施工前、施行後の写真2枚ずつ(角度を変えて)
・車購入の場合は、車の写真1枚と車検証の写し
・機械購入などは、購入した写真2枚(角度を変えて)
あっせん決定通知書と一緒に様式を送付しますので、完了後
すみやかにご提出ください。

1 融資を受けるには！

- ①融資の利用が可能かを、借入希望金融機関に相談します。
- ②金融機関・信用保証協会との事前協議により、融資の利用が可能となったところで、どの資金を利用するかを決めます。
(市制度資金・県制度資金・金融機関のプロパー資金など)

2 制度資金を利用するには！

- ③商工会議所の経営指導員のアドバイスを受けながら、必要な書類をそろえて申し込む。
→経営指導員が審査票を作成し、市商工振興課へ提出します。

*その後の手続は、左図のとおりです。

3 信用保証料は！

- ④担保の有無、保証料率割引の有無、保証金額、保証期間、保証料率、割賦返済回数別係数に基づき、下記の計算式により算出されます。
保証料 = (ア) + (イ)
(ア) 据置期間部分の保証料 = 保証金額 × (据置期間(日数) ÷ 365) × 保証料率
(イ) 割賦返済部分の保証料 = 保証金額 × ((保証期間 - 据置期間(日数)) ÷ 365) × 保証料率 × 割賦返済回数別係数

*保証料率は、9段階に設定されており、財務内容を総合的に評価して信用保証協会が決定。

お問い合わせ(例)

- Q : 車両は設備資金の対象となりますか？
A : 3、5ナンバーの一般乗用に供する自動車は、原則対象外とします。ただし、車体に企業名又は屋号を印字することを条件に対象として認めます。
- Q : 設備資金の申込時に気を付けなければならないことは？
A : 申込以前に「売買契約・工事請負契約の締結」「機械・設備の発注」「車検証の登録」などが行われた場合、これらに関する売買代金や工事費用は融資の対象となりません。融資を申し込んだ後も、審査が終わる、あっせん決定が出されるまでは契約・発注は行わないでください。
- Q : 太陽光発電設備は、新エネルギー・省エネルギー対策資金の対象となりますか？
A : 対象となります。ただし、大規模な太陽光発電設備を土地に自立して設置する場合、市への許可申請や事前協議が必要となる場合があり、これらの必要な手続きを経ていない設備計画については、あっせん申込みを受け付けることができません。

佐久市 中小企業融資制度資金(あっせん)概要

中小企業経営者の皆様、お気軽にご相談ください。

H28.4.1現在

融資対象						返済方法	担保、保証人	
中小企業者であって、次のいずれかに該当する方								
1) 信用保険法第2条第5項第7号に該当する認定企業で、経営の安定に支障を生じている方							1年以内据置の分割返済	
2) 経理状況が明確であり、最近3ヵ月の売上げが前年同期比で5%以上減少している方								
3) 2)に該当し、当市制度資金を借り換える方で返済が1年以上経過し、原則として延滞がない方								
中小企業者であって、次のいずれかに該当する方								
1) 信用保険法第2条第5項各号(第7号を除く)のいずれかに該当する認定企業で、経営の安定に支障を生じている方								
2) 取引先企業の倒産による関連倒産の防止のための資金を必要とする方								
新エネルギー・省エネルギー対策資金	設備資金	2,000万円以内	年1.4%	10年内	新エネルギー及び省エネルギーを推進し、又は環境を保全するための設備を設置しようとする中小企業者等	1年以内据置の分割返済		
空き店舗対策資金	設備資金	2,000万円以内	年1.7%	10年内	中小企業者等であって、市内の商店会、商工会議所、商工会等の推薦を受けて、市が管理する空き店舗に関する情報に登録されている店舗を利用して事業所等を新設し、又は移転する資金を必要とする方	1年以内据置の分割返済		
雇用創出支援資金	設備資金	合わせて1,000万円以内	年1.7%	7年内	次のいずれかに該当する中小企業者等 (1)雇用対策事業補助金の交付決定を受けた方 (2)平成25年1月1日以降に事業主の都合により離職した市内に住所を有する者を雇用する方	1年以内据置の分割返済		
小規模企業振興資金	設備資金	小規模企業者につき合わせて1,250万円以内	年1.7%	5年内	小規模企業者であって、信用保証協会の保証債務の総額が8,000万円を超えない方で、かつ、信用保証協会の無担保無保証人保証の債務の総額が1,250万円を超えない方	1年以内据置の分割返済	担保:原則不要 保証人:原則不要 ただし、法人については代表者	
新分野開発資金	設備資金	2,000万円以内	年1.9%	7年内	適切な事業計画に基づき、事業転換・新分野進出など経営の多角化を図ろうとする方 ◆適切な事業計画であり、認可等を必要とする業の場合は、認可等を受けてあること又は認可等を受けることが確実であること	1年以内据置の分割返済		
独立開業資金	設備資金	合わせて500万円以内	年2.0%	5年内	1) 市内で開業しようとする方又は開業後1年未満の方で、開業しようとする業種又は開業した業種と同一業種の事業所において継続して5年以上勤務し経験・実績を有する方 2) 都市計画法第8条で定める商業地域、近隣商業地域の空き店舗を利用し卸売業・サービス業等を開業しようとする方又は開業後1年未満の方で、開業しようとする業種又は開業した業種と同一業種の同一事業所において継続して3年以上の経験・実績を有する方 ◆適切な事業計画であり、認可等を必要とする業の場合は、認可等を受けてあること又は認可等を受けることが確実であること	1年以内据置の分割返済		
子育て応援資金	運転資金	1,000万円以内	年1.7%	5年内	下記のいずれかに該当する中小企業者等 (1)長野県の「社員の子育て応援宣言！」に登録している方 (2)佐久市のオールマイティ1年生事業に協賛している方 (3)ながの子ども・子育て応援県民会議が行うながの子育て家庭優待パスポート事業に協賛している方	1年以内据置の分割返済		
中小企業振興資金	一般事業分	設備資金	2,000万円以内	7年内	中小企業者等	1年以内据置の分割返済		
	店舗等設備事業分	運転資金	1,000万円以内	年2.0%	5年内	6ヵ月以内据置の分割返済、但し一括返済は貸付期間1年内		
		設備資金	2,000万円以内	年2.0%	10年内	卸売業・小売業・飲食業及びサービス業者で都市計画法第8条で定める用途地域のうち、商業地域及び近隣商業地域に設備する店舗等の新・改築に資金を必要とする中小企業者	1年以内据置の分割返済	

※耐用年数に縛られない貸付期間の設定が可能となりました。(中古品購入等の場合)

【保証料】●保証料率: 0.36%~2.2% ●補助率: 佐久市4/5 (1.76%以下) ●自己負担: 1/5 (0.44%以下) ※セーフティネット保証等を利用する場合は、自己負担はありません。 【お問い合わせ・お申込は】佐久商工会議所 TEL.62-2520

